

第19回 府中市農業委員会総会議事録

- 1 開 会 平成31年1月22日(火)午後1時53分
閉 会 平成31年1月22日(火)午後2時42分
場 所 市役所北庁舎3階第5会議室

2 会議録署名委員

- 2番 千金楽 千詠 委員 3番 田 中 繁 委員
17番 石 阪 脩 委員 (会長)

3 出席委員

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1番 朝 倉 泰 則 委員 | 2番 千金楽 千詠 委員 |
| 3番 田 中 繁 委員 | |
| 5番 志 水 清 隆 委員 | 6番 戸 塚 孝 委員 |
| 7番 川 辺 初太郎 委員 | 8番 都 築 一 委員 |
| 9番 菊 池 伸 明 委員 | 10番 小 林 茂 委員 |
| 11番 平 田 佳 子 委員 | 12番 澤 井 泰 造 委員 |
| 13番 田 中 仁 志 委員 | 14番 伊 藤 久 夫 委員 |
| 15番 筒 井 敏 彦 委員 | 16番 河 内 邦 男 委員 |
| 17番 石 阪 脩 委員 | 18番 松 村 良 夫 委員 |
| 19番 市 川 耕 作 委員 | 20番 小 牧 直 子 委員 |

4 欠席委員

- 4番 榎 本 重 雄 委員

5 議 長

- 17番 石 阪 脩 委員 (会長)

6 事務局 (説明員)

- 小柴靖也事務局長 加藤泰幸主査 佐伯洋子事務職員 榎澤有一事務職員

議 事 日 程

- 1 会期の決定について
- 2 会議録署名委員指名について
- 3 第1号議題 報告 農地の転用届出について (農地法第4条関係)
- 4 第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について
(農地法第5条関係)
- 5 第3号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について
- 6 第4号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 7 その他
 - (1) 生産緑地地区の制限解除について
 - (2) 平成30年度府中市農業褒賞式典の開催について
 - (3) 第60回東京都農業委員会・農業者大会の開催について
 - (4) 1月度活動報告について
 - (5) 次回以降の総会開催日
 - (6) その他

午後1時53分開会

○議長（石阪委員） 皆さん、こんにちは。定刻前ですが、皆さんお揃いになりましたので、ただ今から、第19回府中市農業委員会総会を開会します。

平成31年、最初の農業委員会総会になりますので、皆さん、新年明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。

昨年は委員の皆さんのお力添えをいただきまして、府中の農業委員会は順調に活動することができました。ありがとうございました。

昨年は災害が多かったので、今年は災害が少なくなるように願っているところです。本年もいろいろ行事がございますし、特定生産緑地の制度も動き始め、年号も変わるなど、いろいろな面で節目の年になると思います。引き続き皆さま方のお力添えを賜りたくお願い申し上げます。

それでは、会議に入ります。本日は、4番、榎本委員さんから、都合により欠席との連絡が入っております。

出席者は、定足数に達しておりますので、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

会期につきましては、議案の都合により、本日限りとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、会期は、本日限りといたします。

次に、会議録の署名委員ですが、慣例により、議席の順番に指名させていただいてよろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、今回は、2番、千金楽委員さん、3番、田中繁委員さんをお願いいたします。

それでは、「第1号議題 報告 農地の転用届出について」を議題とします。報告件数は3件です。事務局から説明をお願いします。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第1号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第4条関係。

第1項、届出者は日新町〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は日新町〇の〇〇の〇〇、493平方メートル。届出書が到達した日は、平成30年12月27日、転用の目的はガレージハウスとなっています。

2ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、松村委員さんにお

願いをしております。

第2項、届出者は若松町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は若松町〇の〇〇の〇、641平方メートル。届出書が到達した日は、平成30年12月28日、転用の目的は共同住宅となっています。

4ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、河内委員さんをお願いをしております。

第3項、届出者は府中町〇の〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は白糸台〇の〇の〇〇、1,034平方メートル。届出書が到達した日は、平成31年1月8日、転用の目的は駐車場及び駐輪場となっています。

6ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、田中繁委員さんをお願いをしておりますが、南側の約200平方メートルは以前から駐輪場になっています。以上よろしくお願ひします。

○議長（石阪委員） はい、説明が終わりました。第1項、松村委員さん如何ですか。

○委員（松村委員） はい、現地を先日の1月17日に見てきました。現地は駐車場と畑に挟まれていて、同じ所有者なので問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、第2項、河内委員さん如何でしょうか。

○委員（河内委員） はい、13日に現地の確認をしております。以前は梅の木、柿の木等があったのですが、確認に行った時はショベルカーが入って更地になっていました。問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、第3項、田中繁委員さん如何でしょうか。

○委員（田中繁委員） はい、当該地は、白菜、ねぎ、大根等を作っていました。南側は駐輪場で北側は物置があったのですが壊してありました。届出者が相続で取得したものであり、やむを得ないと思います。

○議長（石阪委員） はい、他に、ご質問等ございますか。（「異義なし」の声）

ご質問等ないようですので、第1項から第3項の報告を了承することといたします。

次に、「第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について」を議題とします。報告件数は2件です。第1項、第2項の説明を事務局からお願いします。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第2号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項、譲り受け人は立川市錦町〇の〇の〇、株式会社〇〇〇〇〇〇、代表取締役

役〇〇〇、譲渡人は白糸台〇の〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は白糸台〇の〇〇の〇、〇〇、〇〇の合計3筆、62.29平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、平成30年12月11日、転用の目的は当該地北側を合せて建売住宅6棟となっています。

2ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、田中繁委員さんをお願いしております。

第2項、譲り受け人は文京区後楽〇の〇の〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は本宿町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、本宿町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇〇、土地の所在は日新町〇の〇〇の〇、〇〇の〇、〇〇の〇、〇、〇の合計6筆、1,216.17平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、平成30年12月17日、転用の目的は建売住宅10棟となっています。

4ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、朝倉委員さんをお願いしております。以上、よろしく申し上げます。

○議長（石阪委員） はい、説明が終わりました。第1項、田中繁委員さん如何ですか。

○委員（田中繁委員） はい、当該地は12月21日に現地調査に行ってきました。事務局説明の通り北側の駐車場等と合せての売却ということで、やむを得ないと思います。

○議長（石阪委員） はい、第2項、朝倉委員さん如何でしょうか。

○委員（朝倉委員） はい、現地を1月18日に確認をしてきて、既に工事が始まっております。特に問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、他に、ご質問等ございますか。（「異義なし」の声）

ご質問等ないようですので、第1項、第2項の報告を了承することといたします。

次に、「第3号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」を議題とします。証明願の件数は1件です。事務局から説明をお願いします。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第3号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について。

第1項、次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。

申出者、四谷〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、〇〇〇、四谷〇の〇の〇、〇〇〇〇、被申出者、主たる従事者、四谷〇の〇〇の〇、〇〇〇、買取り申出地は、四谷〇の

〇〇の〇〇，〇〇，〇〇，〇〇，〇〇の合計5筆、田、1，228平方メートル。

2から4ページは〇〇〇〇氏他2名から提出された証明願、〇〇〇〇氏を含め3名の署名、押印、買取り申出生産緑地の明細書で、5ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、市川委員さんをお願いしております。以上、よろしく申し上げます。

○議長（石阪委員） はい、説明が終わりました。第1項、市川委員さん如何ですか。

○委員（市川委員） はい、一昨日に現地を見てきました。〇さんのところは8月に相続がありまして、手放すことになったようです。現地は、元々は田んぼですが草が生えていました。相続ということで、やむを得ないと思います。

○議長（石阪委員） はい、他に、ご質問等ございますか。（「異義なし」の声）

ご質問等がないようですので、第1項については、証明することにいたします。

次に、「第4号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。証明願の件数は3件です。第1項から第3項の説明を事務局からお願いします。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第4号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項、次の者が平成28年2月12日から平成30年12月17日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、若松町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、紅葉丘〇の〇の〇，〇〇，〇〇，〇〇の合計4筆、畑、1，330平方メートル。

第2項、次の者が平成28年4月14日から平成31年1月6日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇、土地の所在は、白糸台〇の〇〇の〇〇，〇〇，〇〇の合計3筆、畑、399平方メートル。

第3項、次の者が平成28年1月26日から平成31年1月10日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、是政〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇〇、土地の所在は、是政〇の〇の〇，〇，〇、南町〇の〇の〇，〇，〇，〇の合計8筆、畑、3，993平方メートル。

2ページから4ページは、〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で椎茸等を生産しています。

5 ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は河内委員さんをお願いしています。

6 ページから 8 ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で栗を生産しています。

9 ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は都築委員さんをお願いしています。

10 ページから 12 ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で各種野菜を生産しています。

13、14 ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は伊藤委員さんをお願いしています。以上、よろしくお願ひします。

○議長（石阪委員） はい、説明が終わりました。第1項、河内委員さん如何ですか。

○委員（河内委員） はい、19日に現地を確認しております。片側にはパイプハウス4棟、もう片側には大型ハウス3棟が建っています。主に椎茸を栽培しています。一部に大根等が栽培されていまして。問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、第2項、都築委員さん如何ですか。

○委員（都築委員） はい、1月18日に現地を確認しました。各種野菜と栗の木が植えてありました。別に問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、第3項、伊藤委員さん如何ですか。

○委員（伊藤委員） はい、18日に現地を確認しました。各種野菜とわけねぎを作っています。問題ありません。

○議長（石阪委員） 他に、ご質問等ございますか。

○委員（松村委員） はい、第2項ですが、面積が399平方メートルとなっておりますが、一団の中になりますか。

○事務局（榎澤事務職員） はい、案内図を見てもらうと分かるのですが、当該地が接している西側一帯が生産緑地です。

○議長（石阪委員） 他に、ございますか。（「異議なし」の声）

ご質問等がないようですので、第1項から第3項は、証明することにいたします。

次に、7「その他」に入ります。（1）「生産緑地の制限解除について」を事務局から説明をお願いします。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、（1）生産緑地地区の制限解除について。

資料ナンバー1をご覧ください。

1、買取申出ナンバー263、買取申出日、平成30年9月25日、制限解除日、平成30年12月25日、買取申出者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、申出地の概要は、若松町〇の〇〇の〇、〇、〇、〇、合計1,180平方メートル。以上でございます。

○議長（石阪委員） 説明が終わりました。ご質問等、ございますか。（…）

ご質問等がないようですので、次に、（2）「平成30年度府中市農業振興褒賞式典の開催について」の説明を事務局からお願いします。

○事務局（加藤主査、資料No.2を説明） はい、会長、それでは、資料ナンバー2をご覧ください。

平成30年度府中市農業振興褒賞式典の開催でございますが、日時につきましては、平成31年2月13日、水曜日、午後1時30分から4時の開催を予定しております。

場所につきましても、昨年同様、府中の森芸術劇場平成の間で、3の内容につきましても、昨年度とほぼ同様で、第1部が褒賞式、第2部が認定農業者の認定証交付式、さらに第3部、講演会は農業委員会主催となっておりますが、テーマは新たな生産緑地法についてということで、講師は東京都農業会議、事務局長、北沢様をお迎えして行う予定でございます。

続きまして2枚目をご覧ください。式典における農業委員さんの役割分担となっております。当日の委員さんの集合時間は午後1時とさせていただきます、役割分担は記載のとおりです。後ほど確認をお願いします。

裏面をご覧ください。当日の配置図になっております。

①の芸術劇場1階は、来場者の案内で、小林委員、田中仁志委員、伊藤委員それぞれの配置でお願いいたします。

②の芸術劇場2階は、総括として川辺、松村両職代にお願いいたします。

受付としまして、平田委員、菊池委員、朝倉委員、小牧委員、それぞれ来賓、議員から一般来場者の方の対応をお願いします。

3の会場への案内は千金楽委員、田中繁委員、榎本委員、志水委員、戸塚委員、澤井委員、筒井委員、市川委員、都築委員、それぞれ受付のあたりで待機をしていただき、来場者を会場に中に案内していただきたいと存じます。事務局からは以上でございます。当日よろしくをお願いいたします。

○議長（石坂委員） 説明が終わりました。ご質問等、ございますか。よろしいですか。（…）

ご質問等がないようですので、皆さんよろしくお祈いします。

次に、（３）「第６０回東京都農業委員会・農業者大会の開催について」の説明を事務局からお祈いします。

○事務局（佐伯事務職員、資料No.３を説明） はい、会長、それでは資料ナンバー３をご覧ください。

前回は若干お話ししましたが、第６０回の東京都農業委員・農業者大会が２月２２日、金曜日の午後１時から昭島市市民会館大ホールで開催されますので、多くの方々の参加をお祈いします。

当日は、市で大型バスを用意し、送迎いたしますので、ご利用ください。

裏面に記載した集合場所に１１：３０分までに、お集まりくださいますようお願いいたします。

なお、大会では５に記載されている３名の方が表彰されます。また、府中市から２６名の参加を予定しています。

ご都合がつかなくなった場合は、事務局までご連絡お祈いします。以上でございます。

○議長（石坂委員） 説明が終わりました。ご質問等、ございますか。（…）

ご質問等がないようですので、次に、（４）「１月度活動報告について」及び（５）「次回以降の総会開催日」を続けて事務局から説明をお祈いします。

○事務局（佐伯事務職員、資料No.４、（５）を説明） それでは、１月分の活動報告をさせていただきます。資料ナンバー４をご覧ください。

まず、前回の農業委員会総会が１２月２０日に開催され、農地法の４条の届出が２件、５条の届出が２件、相続税の納税猶予に関する適格者証明が１件、生産緑地に係る主たる従事者証明が２件、引き続き農業経営を行っている旨の証明が４件、その他の審議していただきました。

１月に入りまして、１月４日には、大國魂神社参集殿で新年賀詞交歓会が開催され農業委員さんが出席しました。

１月８日には、北多摩地区の農業委員会連合会の懇談会が立川市役所で開催され石坂会長、小柴局長が出席しました。

１月１５日には、「改正農地法・農業経営基盤強化促進法説明会」が東京農業会議

で開催され、事務局が参加いたしました。

同日夜には、農業簿記講習会が北庁舎3階の第6会議室で開催され、9名の方が参加いたしました。

1月17日には、常設審議委員会が東京都農業会議で開催され、当日は石阪会長が出席されました。

続きまして、次回以降の総会開催日ですが2月は25日、月曜日、午後2時から開催させていただきますので、ご出席をお願いします。

また、3月の総会開催日は22日、金曜日を予定していますので、併せてご承知おきください。

○議長（石阪委員） 説明が終わりました。ご質問等、ございますか。（…）

ご質問等がないようですので、次の（6）の「その他」ですが、委員さんから何かありますか。

○委員（川辺委員） よろしいですか。今回の改選で新しく委員になられた方々に、農業委員になって約1年半経ちましたが、総会や農地パトロールなどの活動をしてきて、どう感じたか、どういう思いを持ったかなどをお伺いし、今後の活動の参考にしたいと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（石阪委員） ただ今、川辺職代から意見がありましたが、皆さん如何ですか。（「お願いします」の声）

では、どなたかお願いします。

○委員（小牧委員） はい、初めて農業委員を承って勉強しましたが、よその畑を見て自分のところもきれいにしなければとの思いを強く感じました。そのことは私の中で凄くプラスになったと思います。そして農地が減っていくのは寂しいなど感じています。今、私の家では体験農園をやっていますが、小さいお子様から定年退職した方などが喜んで農業をやっていて、やめる方もほとんどいませぬので、この日本から農地がなくなったらどうなるか、心配になっています。以上です。

○議長（石阪委員） はい、次に筒井委員さんどうですか。

○委員（筒井委員） はい、私は河内さんと農地パトロールに2回続けて行きましたが、同じ畑で2年続けてここは耕作しているのかなと思うような状況がありました。家は表札がありその誰の家かがおおよそ分かりますが、農地は誰が耕作しているのか分かりませぬ。難しいと思いますが、何らかの方法で畑の所有者を皆に分かるようにすれば、もう少し耕作するようになると思いました。以上です。

○議長（石坂委員） はい、他に如何でしょうか。

○委員（戸塚委員） はい、自分も初めて農業委員になり、生産緑地の買取り請求とか生産緑地を続けるとか相続税の関係で、買取り請求に矛盾を感じまして、それは、3か月も前に出しているのに、4か月も経ってここに出てくるなど時間が経って出てくるので、自分が出した時にどうなるのか、市で買ってくれるのかどうか分かるのに時間がかかるのかとか不安を感じました。

○議長（石坂委員） はい、志水委員さんどうですか。

○委員（志水委員） はい、私は直接農業に携わっていませんが、農業はいかに大変かということをつくづく感じました。まして、去年は災害が多く発生して、そういった災害の中でも農業を営み、食品を生産するのに皆さんは大変な思いをしているということを改めて感じました。それゆえ生産したものを大切に消費し、食品ロスが発生させないようにしなければならぬと強く感じています。

○議長（石坂委員） はい、他に如何ですか。

○委員（市川委員） よろしいですか。戸塚さんからありました、買取り申請の3か月というのは市の条例で決まっているのか。それとも国の法律で決まっているのか。どうなのでしょう。

○事務局（榎澤事務職員） はい、生産緑地法で最初の1か月は市が買うかどうか検討する期間、そこで買わないとなった場合に農業者が農地として買うかどうかを関係機関に依頼し斡旋してもらう期間が2か月で、それを過ぎると生産緑地の制限が解除され、市街化農地になり転用が可能になることから、買取り申請日から合せて3か月が経つと制限が解除になります。

○委員（戸塚委員） はい、そのあっせん期間内で農家を買ったことありますか。

○事務局（榎澤事務職員） ほとんどありません。買うとなると市街化区域内の土地売買と同じなので、それ相応の金額になると思われれます。私が担当してから、2件あったと記憶しています。

○委員（田中繁委員） 売る方は事情があって売るので、少しでも高く売りたいはずなので、農地だからといって安くはならないと思います。また、3か月の件ですが、市が買わない場合は都や住宅供給公社など公的機関にも打診します。公共機関が買取らない場合に農業者にあっせんするので、3か月くらいはかかってしまいます。仮に買う場合でも、予算措置しますので金額が大きいだけに3か月でも苦しいと思います。

○委員（松村委員） 実務的に農業者へのあっせんはどのような方法で行っていますか。

○事務局（榎澤事務職員） 農業者へのあっせんは農業者が所属している団体、具体的にはマインズ農協本店の資産管理課に依頼しています。依頼してから2か月経つ頃に農協から回答があります。今までは、全て買取りを希望するものはいなかったとの答えです。

○委員（河内委員） 農地が公共事業用地になった時に、その代替地として市で農地を保有していますか。持っていれば農地減少の歯止めの一つになると思いますが。

○事務局（榎澤事務職員） 農地としての代替地は市では保有していません。東八道路の延長部分に農地がかなりありましたが、ちょうど日新町の区画整理があり、かなりの部分が区画整理の留保地で対応できたこともあります。このようにタイミングが合えばうまく行くこともありますが、なかなか難しいといえます。

○議長（石坂委員） 他にありますか。

○委員（市川委員） 一ついいですか。野焼きについてですが、都条例では基本的にはだめなのは分かっています。例外として農業での害虫駆除、伝統行事、神事などが届出をすれば大丈夫なようで、消防署には届出をして実施しましたが、市の環境課が3回ほど来ています。同じ人だと思いますが近所の方から通報があったから来たとのことでした。担当職員には例外があるのだから通報者によく説明してほしいと言いましたが、皆さんどうですか。

○委員（田中繁委員） 届出をしないとアウトです。

○委員（市川委員） 消防署には届出をしましたが、その他はどこが良いですか。

○委員（田中繁委員） 消防署に届出をすると、着火から消火まで立ち会うように言われます。あと公害等環境面の規制ですので、関係機関である市の環境政策課か保健所に連絡する必要があると思います。

○委員（小牧委員） うちは、周り中に家が建っていて燃やせないなので、市から補助を貰いチップにする機械を買いました。チップにして堆肥にしています。量は格段に減ります。

○議長（石坂委員） 他にありますですか。

○委員（戸塚委員） いろいろな会合で生産緑地制度の変更について聞かれますが、分からないことが多々ありますので、どうしたら良いですか。

○議長（石坂委員） 特定生産緑地の関係ですよ。これから説明会が始まります。

○事務局（小柴事務局長） はい、他の自治体、農業委員会で説明を始めていて、かなり進んでいる自治体もあります。残念ながら府中は遅れているのが実情です。

市としましては、次年度、平成31年4月以降、説明会を始めて、指定後30年を迎える34年までには、確実に移行できるようにしたいと考えているとのことでございます。担当課は公園緑地課になりますが、農業委員会も協力しながら進めると考えています。

特定生産緑地に移行するのに、個々の事情からいろいろな事が考えられるので、それぞれ事情を良く聞いて、適切に対応したいと考えています。

○議長（石坂委員） はい、よろしいですか。他にございますか。（…）

ないようなので、本日の議事はすべて終了しました。

これにて、「第19回府中市農業委員会総会」を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

午後2時42分開会